

第7章 放射性物質の影響を踏まえた水道対策

今回の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の大規模な漏洩と拡散によって、広範にわたり水道水質の安全性が脅かされ、水道事業をはじめ周辺住民の生活が破壊された、我が国では最初の事例です。

本県では、事故直後から、水道水が放射性物質に汚染されるリスクが急激に高まりました。震災以前には、大規模な放射性物質の拡散は想定されておらず、水道水が放射性物質に汚染されるリスクは考えられていなかったため、水道関係の組織においては、あらかじめ放射性物質に関する専門的な知識や設備などの体制が整備されていませんでした。そのような中で、水道関係者は、自らが放射線被ばくのリスクにさらされながら、浄水処理の効果、供給水の放射性物質のリスクなど、飲料水の安全性確保のために必要な様々な情報を収集・理解し、発信し、対策を講じなければなりません。

本章では、今回の震災によって放射性物質の影響を受けた経験を踏まえ、本県の水道におけるこれまでの取組・現状と今後の課題、それらに対する県の役割を示します。

1 飲料水の放射性物質モニタリング体制の確立

本県は、震災後いち早く、厚生労働省、専門家、検査機関等との連携の下、水道事業体を積極的に支援して、放射性物質の緊急時モニタリング検査の体制整備に着手しました。このモニタリング検査によって、事故直後には、一部の水道事業において水道水から放射性ヨウ素が「緊急時における水道水中の放射性物質に係る指標値」を超えて検出されましたが、それに伴い、次のような水道水の安全上必要かつ適切な措置が速やかに講じられました。

- 水道水の摂取制限：1事業で全年齢対象、7事業で乳児対象
- 代替の給水活動：ペットボトル水の配布、給水車による給水
- 住民への広報活動：広報車、防災行政無線、直接訪問、ホームページなど

その後、本県は「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」を策定し、本県の検査機関と水道事業体に広域的に検査機器（ゲルマニウム半導体検出装置）の配備・拡充を進めるとともに、モニタリング検査を継続して実施しています（表7.1.1、表7.1.2）。この計画は、厚生労働省のモニタリング方針を基礎として、それをより充実させて本県独自の方針として策定しました。具体的には、原子力発電所からの距離と環境放射線量を考慮して、県内を複数のブロックに分割し、それぞれ頻度を設定しました。検体は、原則として浄水処理直後の水を浄水場又は末端給水栓において採水します。検査結果は、本県ホームページ等で公表し、県民がいつでも参照できるようにしています。

表7.1.1 放射性物質検査体制整備の経緯

時期	検査体制	所要時間※
震災前	福島県生活環境部で平常時モニタリングとして実施 (福島県原子力センター福島支所)	
震災当初	福島県原子力センター、外部検査機関	
震災から2ヶ月頃		2日から1週間
平成23年11月から	福島県衛生研究所、水道事業者(5箇所)、外部検査機関	3日以内
平成24年4月から		
平成24年11月から	福島県衛生研究所、福島県食肉衛生検査所、水道事業者(8箇所)	2日以内

※所要時間：検体の採取から検査結果判明までの時間（検査機関への搬送時間を含む）。

表7.1.2 飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画

区分	時期	会津地方	中通り地方		浜通り地方
			県南	県北・県中	
水道水	水源の種類にかかわらず、すべての水源の系統について浄水処理後に検査している。				
	平成23年10月2日まで	1回/5日	1回/2日		
	平成23年10月3日から 平成24年2月5日まで	1回/週	2回/週	3回/週	3回/週
	平成24年2月6日以降	表流水：1回/週（備考） 井戸等：1回/2週又は月	1回/2週	1回/週	3回/週
飲用井戸水	原則として水道未普及地域における飲用に供する井戸水、湧水、沢水について、住民からの依頼に基づき検査を実施する。本県水道行政としては検査箇所の限定は特に行わない。 市町村によっては環境影響を受けやすい水源を中心に検査箇所を選定し、抽出ポイントによる全体的（市町村単位）な状況把握を目的とした検査へ段階的に移行している。				

備考：会津地方については、検査開始から1年以上を経過した段階で、大雨や雪解け水等により検査結果に大きな影響が生じていないため、平成24年6月18日以降、南会津地域は1回/月、南会津地域以外の地域は1回/2週の頻度で検査を実施している。

(1) 飲料水の放射性物質モニタリング体制の現状と課題

- 小規模水道や飲用井戸等のモニタリング検査については、避難指示の解除が進んだ場合、検査件数の増加が予想され、対応を検討する必要がある。
- 再び同様の事故が発生した場合に対応できるように体制を整備しておく必要がある。
- モニタリング検査結果については常時公開しているが、継続的な情報提供のあり方について検討する必要がある。

(2) 飲料水の放射性物質モニタリング体制整備のために

- 小規模水道や飲用井戸水などの水道水以外の飲料水への対応
住民の帰還が制限されている避難指示区域等は、水道未普及地域を多く含んでおり、沢水や井戸水などの自己水源を利用している場合があります。

今後、避難指示が解除され、住民の帰還が進んだ場合、これら自己水源のモニタリング検査が増大することが見込まれるため、その対応が必要となります。具体的には、住民帰還の進捗状況や住民・市町村からの要望を考慮しながら、モニタリング検査の受入件数や検査頻度を調整し、モニタリング検査計画を見直します。

また、モニタリング検査結果から、汚染の可能性がある水源に対しては、浄水装置等の導入や代替水源の確保等について検討する必要がありますが、そのためには、物理的・技術的・経済的制約など乗り越えなければならない様々な障壁が予想されます。

なお、環境中の放射性物質の挙動については未知の部分が多く、今後の知見の蓄積によって、放射性物質対策は変化していくと考えられます。本県や水道事業体などは、その最新動向を学び、迅速かつ柔軟に対処することが求められます。

- 今回の事故と同様の事態が再び発生した場合に備えた体制整備

今回のような事故は二度とあってはならないことですが、本県及び水道事業体は、同様の事態が再び発生したときに、迅速かつ正確に状況を把握し、情報を共有し、モニタリング検査をはじめとする放射性物質対策を実施する必要があります。現在、検査機器が広域的に配備され、モニタリング検査体制が確立されていますが、緊急時に適切かつ迅速な初期対応が実施できるようにこれを維持していく必要があります。

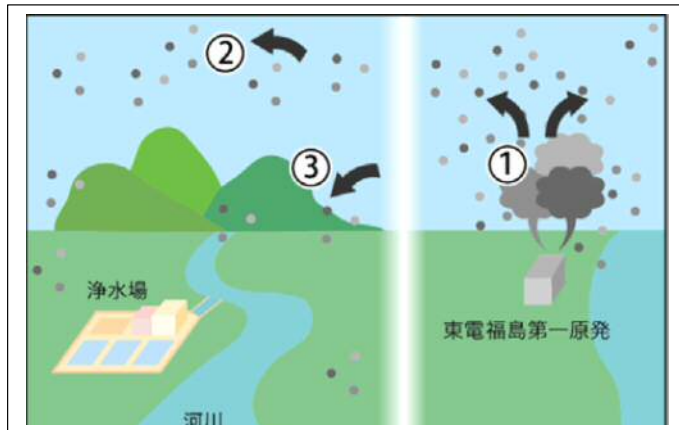
原子力発電所から放射性物質が大規模に飛散した場合、これが水道水に影響する前には周辺環境の放射線レベルが上昇します（図7.1.1）。環境放射線レベルの変化については、県内各地のモニタリングポストなどの空間線量測定結果（リアルタイム）が本県ホームページ等で速やかに公表されますので、活用することができます。

これまでの知見から、表流水等の原水中の放射性セシウムについては、ほとんどが濁質成分に吸着しており、凝集沈殿及び砂ろ過などの浄水処理工程で水道水からほぼ完全に除去できることがわかっています。また、地下水については、放射性セシウムが地表の粘土質に吸着して地下に浸透しにくいいため、井戸等の管理が適正に行われていれば、放射性セシウムが混入するリスクはほとんどありません。

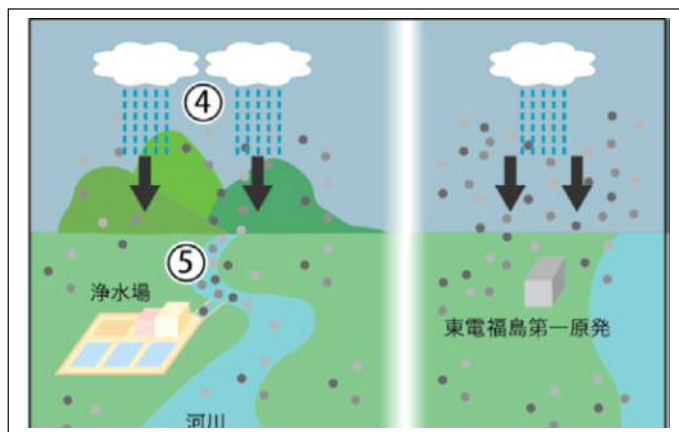
水道事業体は、十分なモニタリング検査を実施するとともに、原水中の濁質の確実な除去や井戸等の取水施設の適正管理を継続することが、水道水中の放射性物質を制御する上で極めて重要です。

また、水道事業体は、原子力発電所での事故、漏洩等が発生した場合は、安全性が確認できるまで供給を一旦停止します。また、顕著な事故がない場合でも、環境放射線の測定結果から放射性物質の拡散が懸念されるときは、速やかにモニタリング検査を実施するとともに、検査頻度を強化（1回/日など）します。検査の結果、管理目標値を超過したときは、原因究

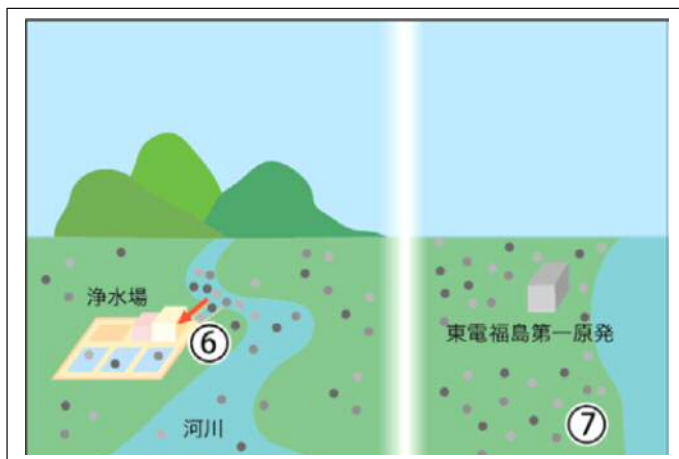
明を行い、著しく管理目標値を超える場合、継続して飲用した場合にWHO飲料水水質ガイドラインの個別線量基準である0.1mSvを超えるおそれのある場合、今後も管理目標値を長期間に超過することが見込まれる場合は、代替水源への振替、摂取制限・給水停止等の措置、関係者への周知などをする必要があります。



- ① 放射性物質が大気中に大量放出
- ② 放射性物質が風で拡散
- ③ 拡散した一部が地表面に降下



- ④ 雨で放射性物質が地表に降下
- ⑤ 降下した放射性物質が雨水とともに河川に流出



- ⑥ 放射性物質を含む河川水が水道原水の取水口に流入。一部の浄水場や給水栓で放射性物質を検出
- ⑦ 放射性セシウムは地下に容易に浸透せずに地表面に残留

出典：厚生労働省 水道水における放射性物質対策 中間とりまとめより抜粋、一部修正。

図7.1.1 放射性物質の水道水への影響メカニズム概念図（事故時）

● 継続的な情報提供のあり方

本県では、飲料水のモニタリング検査結果を常時公開しており、モニタリングの考え方等を誰でも参照できる体制を確立しました。今後もこのような取組を着実に継続していくことが重要です。

一方で、このような取組は、事故から時間を経るにつれて維持が難しくなり、また同じ質問が繰り返されることで回答する側の疲弊が深刻になります。適切な情報提供そのものが職員の過大な負荷にならないよう、質疑応答集を作成するなど、情報の蓄積、整理、検索を軸とした技術的工夫が必要です。

- 質問等にはできる限り速やかに回答する。
- 水道で対処できる範囲を超える場合は、専門の担当窓口を案内する。
(本県ホームページなどには、分野ごとの問合せ先が整理されている。)
- 質問者に浄水処理や放射性物質に関する詳しい知識がない場合、安全性に関する質問に対して説明するのは容易ではない。このような質問は蓄積を進め、同様の質問に対する回答を参照しやすくする。

(3) 飲料水の放射性物質モニタリング体制整備における県の役割

本県は、現在のモニタリング検査実施計画に基づき、検査体制の維持と検査結果の公表に継続的に取り組みます。また、今後は取水量の多い表流水の水道原水についても、数回／年程度の頻度で検査を実施していく予定です。

さらに、避難指示解除に伴い見込まれるモニタリング検査需要の増大や、放射性物質に関する新たな知見など、モニタリング検査をはじめとする放射性物質対策を取り巻く状況の変化に対しては、検査体制の拡充や検査計画の見直しを行うなど迅速かつ柔軟に対応するとともに、情報収集と水道事業体への情報提供を行い、水道事業体の対応を支援します。

2 放射性物質の影響下での水道運営と復旧

今回の震災で、県内の水道事業体は、日常の水道経営を行いながら、震災からの復旧作業と放射性物質対策を実施する必要性がありました。

また、避難指示区域内の水道事業については、今後、避難指示が解除されていくにしたがい、放射性物質の影響下で水道システムを復旧し、運営していく必要がありますが、その手順については不透明な状況です。

ここでは、今回の震災によって水道事業体が受けた影響と対応を踏まえて、今回と同様の事故が再び発生した場合の対策を含めた放射性物質の影響下での水道事業の運営と復旧について示します。

(1) 放射性物質の影響下での水道運営と復旧の現状と課題

- 水源や水道施設の状況によっては、水道原水や水道施設が放射性物質に汚染されるリスクがあり、対策を講じる必要がある。
- 緊急時における連絡体制を確立しておく必要がある。
- 高濃度の放射性物質を含む浄水発生土の処分が進んでいない。
- 避難時に水道施設の運転を継続するかどうかの判断は極めて難しい。
- 避難指示区域の復旧作業には、様々な障害が伴う。
- 避難指示により給水停止していた水道事業において水供給を再開するに当たっては、地震被害等からの復旧作業を行い、水道施設や水道水質の放射性物質について問題がないことを確認する必要がある。
- 放射性物質による損害に対する賠償が、必ずしも水道事業体側の要請をくんだものではない。

(2) 放射性物質の影響下での水道運営と復旧のために

● 水源の汚染状況の把握

天候悪化や工事等により表流水水源で土砂流入があった場合は、水道原水の汚染につながるリスクがあります。そのリスクを制御する観点から、水道事業体は、水源の上流域や付近における降雨状況などの情報を把握できる仕組みを確立しておく必要があります。

● 水源種別ごとの浄水処理方法と放射性物質対策

県内の水道事業には多様な浄水場があり、水源水質に応じた処理方法が採用されています。水源の種別とその基本的な放射性物質対策を表7.2.1に示します。

表7.2.1 水源種別ごとの浄水処理方法と放射性物質対策

水源の種別	処理方法	放射性物質対策
表流水	主に急速ろ過（高分子使用）方式で、一部で緩速ろ過（高分子不使用）や膜処理が使用されている。緩速ろ過施設や急速ろ過でも古い施設については、一部開放系となっている。	多くの事業体で放射性ヨウ素対策として活性炭を使用した。現在は、環境中の放射性ヨウ素の減少によりこれが不要になったため、放射性物質対策として使用している事業体はほとんどない。
井戸水、湧水	ほとんどが塩素消毒のみ。なお、一部水質の悪い井戸水については、ろ過及び高分子を使用した浄水処理を行っている。	表流水の影響をほとんど受けない井戸水等の地下水については、放射性物質による汚染は確認されておらず、現状では、特段の措置は必要ないと言われています。

また、水道事業者は、水源や浄水施設への放射性物質の流入を防ぎ、浄水処理により確実に放射性物質を除去するため、様々な対策が必要になります。今回の震災における取組の例を表7.2.2に示します。

表7.2.2 水道施設に対して講じられた放射性物質対策

取組の内容	内容
浄水場設備の増強	浄水場に仮屋根を設置
	放射性物質に汚染された雨水等が浄水場へ流入するのを防ぐためのカバーを築造
浄水処理の強化	通常は洗浄して再利用する緩速ろ過砂を撤去し新品に交換
	粉末活性炭、凝集処理施設用PAC及び薬品の注入を増量
	放射性ヨウ素による乳児の摂取制限終了後も活性炭の投入を継続
	緩速ろ過を使用停止し、水源を井戸に切替え
浄水発生土の処理	浄水発生土の仮保管（仮置場の設置）、処分
その他必要となった対策	ゲルマニウム半導体検出装置を設置するための床の補強
	避難指示解除準備区域と警戒区域の境目に、警戒区域へ水を流さないための弁を設置
	放射線防護のためのマスク等の消耗品の購入
	飲料水の放射性物質対策に関する広報
	各種放射線物質対策や飲料水モニタリングに係る人件費の負担

● 緊急時における連絡体制の確立

今回の震災では、原子力発電所事故の情報をテレビで知ったという水道事業者も少なくありませんでした。また、停電で通信機器が使用できなかったり、携帯電話が繋がらなかつたりするなど、通信手段の確保が困難でした。そのような状況下で、復旧作業や給水活動の現場に出ている職員に原子力発電所の状況や避難に関する情報が伝わらないケースも見られました。

原子力発電所の異常から放射性物質の漏洩に至る経緯やその影響、避難や飲料水への措置など放射線防護上必要な情報が、早期かつ迅速に、本県や水道事業者、その組織内部に伝わるように、緊急時における連絡手段の確保を含めた連絡体制の確立が必要です。

● 高濃度の放射性物質を含む浄水発生土の処理

放射性セシウムが原水に混入した場合、放射性セシウムが浄水発生土に移行し、浄水発生土の放射性物質濃度が一般に高くなるため、浄水発生土及びそれから放出される放射線を管理することは極めて重要です。

現在も放射性セシウムを含む浄水発生土の発生は継続していることに加え、8,000Bq/kgを超える浄水発生土の処分は行われておらず、浄水場内に保管せざるを得ない状況が続いています。国による適正な処分先の早急な確保など対策が求められます。

● 避難時の水道施設の運転継続の判断

今回の震災では、避難指示区域内等の水道事業者にとっては、その職員

も、震災被害の復旧作業や給水活動を中断して避難することを余儀なくされました。

放射性物質からの避難の顕著な特徴は、施設の損壊を伴わない点です。事後の維持管理の観点から、水道施設を自動運転で維持できる場合には、施設を自動運転したまま避難したほうが有利であるとの考え方があります。その一方で、水道施設へ混入する放射性物質の量によっては、運転継続が系内全体の汚染や固着につながり、事後の除染負荷を増やすことが考えられます。避難時の運転継続の判断は極めて難しいものであるため、平時からその是非を検討しておくことが望まれます。

● 避難指示区域の復旧工事

今回の震災では、その影響による物流の麻痺に加えて、特に本県の水道事業体においては、原子力災害による被ばくの懸念から、資機材、燃料等の供給や他事業体からの人的・物的応援を受けることがより困難な状況に陥りました。

原子力災害に伴う避難指示が解除されていない区域においては、職員を現場に派遣し、復旧作業を行うことが困難です。しかしながら、水道は重要なインフラ施設であり、被災地域での復旧活動や除染作業などに必要な水の供給を優先するため、放射性物質の影響下でも復旧工事・通水作業などの活動を求められる事例もありました。

また、避難指示区域内の災害廃棄物や建設副産物については、区域内に仮置場を確保するなどして対応されていますが、それらの処分の見通しが立たないため、復旧作業を進める上での障害となっています。

さらに、規定の線量以上の区域内における水道関連工事においては、放射線業務従事者の被ばく線量管理を実施する必要があり、従事者教育や従事者の健康管理が重要になっています。

● 避難指示解除後の水供給の再開

今回の震災で、給水区域が避難指示区域に指定された水道事業体は、地震による被害が少なかった一部の事業を除き、地震被害からの復旧作業ができないまま給水停止に陥りました。発災から3年を経過する現在でも、給水を再開できない区域が広域に存在します。これらの水道の供給再開に当たっては、地震による施設の被害状況を調査の上、必要に応じ復旧作業を行った後、水質検査（全項目）及び放射性物質の検査を実施し、問題ないことが確認された上で給水を再開する必要があります。再開に当たっての放射性物質対策の留意事項を次に示します。

- 水源から給水管までの施設・管路が放射性物質に汚染されている可能性がある。管路等材料に遮へいされて外部から検知できない場合があるため、系外へ洗い流す必要がある。洗い流す場合には、その洗浄水を回

収し処理する。なお、コンクリート等の多孔質の材料や腐食部等は放射性物質への吸着作用を示すことがあるので留意する。

- 系内から放射性物質が除去されたことを十分に確認できない状況で、やむを得ず給水を再開する場合は、水質モニタリングを蛇口で丁寧に行う（サンプリング数・位置・頻度の増加）。
- 系内の浄水発生土等の回収、入れ替え等を行う場合、それらに放射性物質が含まれる可能性が高いことから、飛散防止などの管理の下で取扱う必要がある。
- 従事者の健康管理及び被ばく防止策を講ずる必要がある。
- 必要な放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する必要がある。

● 賠償問題

今回の事故では、放射性物質による損害の認定範囲は必ずしも水道事業体側の要請をくんだものにはなっていないのが実情です。また、手続きや交渉によって人手が取られるようなことも予想されます。賠償手続きのノウハウを本県全体で共有して、判断基準の適正化や交渉作業の簡素化などを図る必要があります。

(3) 放射性物質の影響下での水道運営と復旧における県の役割

本県は、水道事業を経営していないため、水道事業体に対して必要な情報を提供し、水道事業体が適切に対応できるように支援します。

具体的には、次のような取組を行います。

- 放射性物質モニタリング検査などの水道水質の安全性対策のための計画策定と指導助言
- 水道施設整備費国庫補助（災害復旧を含む）や各種交付金など国の財政制度の活用促進と助言
- 放射性物質汚染対処特別措置法の適切な運用と放射性物質を含む浄水発生土等の処理に関する助言
- 賠償問題に関する助言や、関係する国・東京電力等との調整

3 住民への情報提供のあり方

放射性物質に関する住民への情報提供のあり方について、住民が必要とする情報を提供できる体制について検討し、継続的な情報提供のあり方と具体的な方策を示します。

(1) 住民への情報提供のあり方の現状と課題

- 放射性物質のリスク情報は、混乱しやすく、住民の不安を惹起する。
- 住民が必要としている情報を正確かつわかりやすく整理して伝達する体制が必要である。
- 今回の震災では、ソーシャルメディアが重要な情報源となったが、そのメリット・デメリットを認識した上で関係構築に取り組む必要がある。
- 公的機関への信頼を失った住民に対しては、公的機関からの情報は伝わりにくく、行政活動の効果を上げにくい。
- 住民とのリスクコミュニケーションを確立し、信頼の醸成に向けた取組が必要である。

(2) 住民への情報提供のあり方の向上のために

● 住民のリスク認知と不安の惹起

リスク認知は、リスク情報が持つ特性や受け手によって偏りが生じることが知られています。また、多くの住民は客観的にリスクを認知し評価することを可能にする十分な知識と動機を持ち合わせていないため、価値観や感情に基づく主観的なリスク認知になる傾向が強く、リスク認知の個人差が大きくなります。さらに、立場の異なる専門家から相反する情報が飛び交っています。

これらの特性により、放射性物質に関するリスク情報は混乱しやすく、住民の不安を惹起します。放射性物質は、様々なリスク要因の中でもリスクコミュニケーションの確立が極めて難しい対象であるといえます。

● 住民にわかりやすい情報伝達

今回の事故では、放射性物質に関する情報を住民に正確かつわかりやすく整理して伝達する手段がほとんど準備されていませんでした。

原子力行政側から発信された情報は、「原子力行政側に有利に判断をさせるために取捨されている」という疑いを持って住民に受け取られることがあり、さらに、水道事業体向けのもものが多く、必ずしも不安を抱える住民が直接取り扱いやすい情報ではありませんでした。

● ソーシャルメディアとの関係性

今回の震災では、従来の政府からの一方向の情報提供では住民の信頼は醸成されることが浮き彫りになりました。そのような中で、ソーシャルメディアは住民にとって重要な情報源になりました。

ソーシャルメディアによる情報は、速報性が高く、専門家も含めた多様

な視点での見解が得られるなどメリットがある反面、中には誤認や、誹謗中傷などにより水道事業の復旧や事後対応などの活動が阻害されるなどのデメリットもあります。

これらを認識した上で、今後は、ソーシャルメディアとの関係構築に継続的に取り組んでいかなければなりません。

● リスクコミュニケーションの確立

水道行政や水道事業者は、水の安全性の確保のために不断の努力を継続していくことは当然の責務ですが、それだけでは住民への情報提供のあり方としては不十分です。水の安全性確保という目標とそのため的手段を住民との間で共通の認識とし、それを実現するためにリスクコミュニケーションを行うことが非常に重要です。

本県におけるリスクコミュニケーション確立の基本的な考え方を図7.3.1に示します。基本的な取組を、「継続的な情報提供」、「正しい知識」、「信頼の醸成」の3点に整理します。この中でもっとも重要なのは「信頼の醸成」です。あえて効率性を前提に置かないのは、原子力発電所からの情報提供に依存せず、独自の体制で安全管理をし、独立した安全情報を発信していることを明確にする必要があるためです。これは、放射性物質のリスクコミュニケーションの確立が極めて困難な課題であるため、効率性を犠牲にしてもまずは独立性の確保が重要であるとの考え方に基づいています。

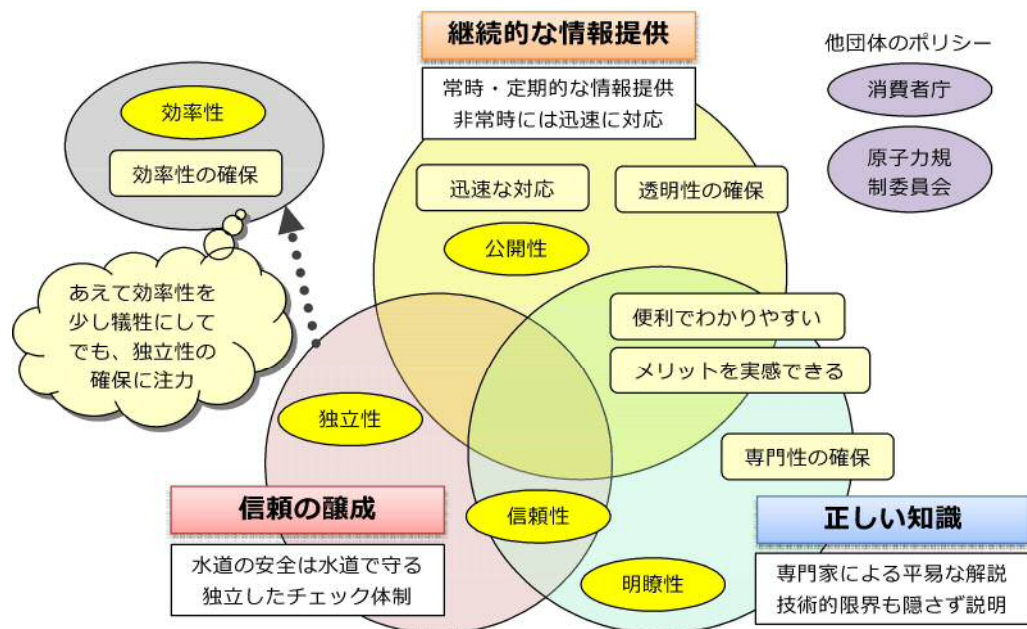


図7.3.1 リスクコミュニケーション確立のための基本コンセプト

放射性物質のようにリスク認知に個人差を生じやすい特性を持つ情報は、受け取る側が情報の発信者をどの程度信頼しているかによって、伝わり方がまったく異なります。特に、公的情報に対する信頼が失われてしま

うと、公的機関がいくら情報提供をしても、住民に受け容れられず、信頼性の獲得ができなければ、その他の活動も効果を上げにくくなります。よって、本県の水道行政や水道事業体などの水道関係者は、需要者側の立ち位置にあることを明確にするため、汚染原因側と利害面で対立することも必要な場合があります。

- 継続的な情報提供（再掲）

本章の1の(2)のとおり。

- 正しい知識

放射性物質のリスクに対する住民の理解をいかに深めていくかが重要であり、飲料水から放射性物質が検出された場合、そのリスクを冷静な判断の下に共有し対応する必要があります。

リスクコミュニケーションの確立の第一歩は基礎的知識レベルの獲得です。現在も、水道水に含まれる放射性物質への不安から、水道水を飲用しなかったり、健康被害・風評被害の発生を懸念したりする住民は少なくありません。専門家を軸にしながら、水道事業に関わる者にも一定程度の知識の獲得が必要であり、そのための施策を講じる必要があります。

- 裏付けとなるデータ（専門知識）等を提供できるように情報提供手段を整備する。ホームページにおいては、リンクを設定する。
- 被ばく限度の観点からの水道水の管理目標値と、検出限界値の意味の違いの伝え方を工夫する。
- 説明する内容について、職員の理解を高める研修を実施する。

- 信頼の醸成

従来から住民の口に入る水道水を提供する水道事業体は、需要者とのコミュニケーションの確立のための経験を蓄積しています。放射性物質に対する住民の不安に対しても、誠意をもった丁寧な対応を地道に続け、サービスレベルを確実に維持し続ける以外に信頼を醸成する方法はありません。

これまでに築いてきた信頼を維持し、放射能に対する不安が水道全体への不信に変わることがないように、継続した対応が必要です。

- 水道の取組の考え方や、水道の安全は水道が守る姿勢を理念として明確にするとともに、必要な独立した検査体制と情報の公開体制を構築し、水道としての立ち位置（原点）を明確にする。
- 水道事業体ができる範囲をあらかじめ明確にし、情報は水道に特化して周知する。専門性の必要な判断は、専門家に委ねる。
- 放射性物質の専門家により定められた手順をしっかりと実施し、隠さず公開する。

- 今後、放射性物質モニタリングの方法が見直された場合はすぐに対応する等、将来の対応方針を明確にする。

(3) 住民への情報提供のあり方における県の役割

本県は、放射性物質モニタリング検査と結果の公表に今後も継続して取り組みます。

また、今後モニタリングの方法が見直された場合は、その考え方を住民にわかりやすく整理して情報提供します。

さらに、水道事業体と連携して、公的機関への信頼を失った住民に対し正確かつわかりやすく情報を伝達し、住民と共通の認識を持って施策を展開するために、住民とのリスクコミュニケーションを確立しながら、信頼の醸成に向けた取組を継続します。